

国立大学法人東京学芸大学運営費交付金債務等の収益化に関する要項の一部改正について

改正理由：「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解 報告書」の改訂等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(運営費交付金債務の収益化)</p> <p>第2条 運営費交付金債務の収益化は、期間進行基準に基づき行うものとする。ただし、<u>文部科学省から指定された事業については、文部科学省が定めた当該事業の収益化の基準を適用するものとする。</u></p> <p>(授業料債務の収益化)</p> <p>第3条 授業料債務の収益化は、期間進行基準に基づき行うものとする。<u>ただし、学長が指定した事業については、業務達成基準に基づき行うものとする。</u></p> <p>(寄附金債務等の収益化)</p> <p>第4条 寄附金債務等の<u>収益化は、費用進行基準に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>(収益化の時期)</u></p> <p>第5条 収益化の時期は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 期間進行基準 3月31日</u></p> <p><u>(2) 業務達成基準 事業の成果達成後</u></p> <p><u>(3) 費用進行基準 費用が発生した時点。ただし、これにより難しい場合は当該月の末日とすることができる。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(運営費交付金債務の収益化)</p> <p>第2条 運営費交付金債務の収益化は、期間進行基準に基づき行うものとする。ただし、<u>次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>(1) 文部科学省から指定された事業及び学長が指定した事業については、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 当該年度の前算に計上され年度内に取得予定であったものが、真にやむを得ない事由により当該年度において納品・検収等ができないことが明らかになった場合には、収益化しないことができる。</u></p> <p><u>(3) 複数年度にまたがるものと認定された研究等プロジェクトについては成果進行基準に基づき認識・測定し、3月末日時点又は事業終了時点において計上する。</u></p> <p>(授業料債務の収益化)</p> <p>第3条 授業料債務の収益化は、期間進行基準に基づき行うものとする。</p> <p>(寄附金債務等の収益化)</p> <p>第4条 寄附金債務等については、費用進行基準に基づき<u>認識・測定し計上する。</u></p>

改 正 (案)	現 行
<p>(その他) <u>第6条</u> 〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成20年3月31日から施行し、平成19年12月12日から適用する。</u></p>	<p>(その他) <u>第5条</u> 〔省略〕</p>